

防地防第5183号

平成25年4月9日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長

(公印省略)

第一種区域等の指定に関する細部要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定め平成25年4月1日以後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条の規定による第一種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第二種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第三種区域の指定について適用することとしたので通知する。

なお、第一種区域等外郭線に関する基本方針について（施本施第407号（CFS）。16.11.1）は、廃止する。

添付資料：別紙

第一種区域等の指定に関する細部要領

第1 趣旨

この細部要領は、第一種区域等の指定に関する要領について（防地防第5124号。25.4.9。以下「通達」という。）第4の第2項の規定に基づき、第一種区域等の指定に関する細部事項について定めるものである。

第2 航空機騒音の調査

1 カテゴリー別調査

通達第2の第1項第1号に規定するカテゴリー別調査は、スラントディスタンスに応じた単発騒音暴露レベル又は等価騒音レベル（以下「基礎データ」という。）調査、予測検証調査、経路調査、飛行回数調査、地上騒音の音源位置調査及び地上騒音の継続時間調査を行うものとし、基礎データ調査及び予測検証調査については、事前調査及び本調査の2段階に分けて行うものとする。

(1) 基礎データ調査及び予測検証調査の事前調査

基礎データを算出するための基礎データ調査及び通達第2の第2項において算出した単発騒音暴露レベルの検証を行うための予測検証調査の事前調査は、次により行うものとする。

ア 騒音測定点を選定するため、調査対象とする防衛施設周辺の地図上で、既存住宅、主要既設道路等の状況を調査する。

イ 調査対象とする航空機の飛行経路及び地上騒音の音源位置を地図上に記入し、騒音測定点の配置を検討する。

ウ 単発騒音暴露レベル、飛行経路及び地上騒音の音源位置の確認並びに基礎データの検証が可能な騒音測定点の候補点（以下単に「候補点」という。）を地域特性を考慮しつつ選定する。

エ 候補点を現地踏査した上で、原則として音源位置の見通しがよく、地形、建物等による反射又は遮蔽の影響が少なく、かつ、暗騒音レベルの低い屋外の地点を騒音測定点として決定する。ただし、これによ

り難い場合には、その候補点の近傍を騒音測定地点として決定することができる。

オ 本調査の時期及び日程を次により計画する。

(ア) 調査時期は、調査対象施設の騒音の発生状況が標準的と考えられる時期を選定する。

(イ) 調査時期は、主要機種 of 飛行が主要な飛行態様及び飛行経路によって行われる時期を選定する。

(ウ) 自衛隊等が作成した、飛行実績及び整備に関する資料が得られない場合には、飛行態様、飛行経路等の変化に応じて、調査を複数回行う。

(エ) 1回の調査日程は、騒音測定点の全部においてそれぞれ1回以上測定できるように決定する。

(オ) 本調査の計画的な実施を図るため、事前調査の結果に基づき本調査の実施に関する計画を作成する。

(2) 基礎データ調査の本調査

飛行騒音及び地上騒音に係る基礎データ調査の本調査は、前号オにより作成した計画に基づき、騒音測定点において、次により行うものとする。この場合において、騒音測定は、主要なカテゴリーに係る計測値を可能な限り得るものとする。

ア 録音は、サウンドレベルメータ（J I S C 1 5 0 9 - 1 : 2 0 0 5 に示すクラス1相当）と録音用のデジタル式データレコーダを組み合わせで行う。

イ 録音条件は、次のとおりとする。

(ア) 周波数重み特性：C特性

(イ) マイクロホン位置：原則として地面上に設置

ウ 現場での記録項目は、次のとおりとする。

(ア) 測定日時

(イ) 航空機の型式

(ウ) 飛行方法（飛行態様及び飛行経路）

(エ) 地上騒音の発生位置

(オ) 騒音の発生時間

(カ) 気温、湿度

(キ) その他（2機以上の音の重複や航空機騒音以外の音の重畳等がある場合には、その旨を記録する。）

エ 固定地上騒音は、原則として、音源を取り囲む、最低8点で行う。

また、音源が点音源と見なせる範囲で極力音源の近くにおいて録音を実施し、指向性のデータに用いる。

(3) 予測検証調査の本調査

予測検証調査は、第1号オにより作成した計画に基づき、騒音測定点において、次により行うものとする。この場合において、騒音測定は、主要機種の主要なカテゴリーに係る計測値を可能な限り得るものとする。

ア 測定は、騒音レベルを時間間隔0.1s以下でサンプリングして連続記録する機能を有するサウンドレベルメータを用いて行う。

イ 測定条件は、次のとおりとする。

(ア) 時間重み付け特性：Slow

(イ) 周波数重み付け特性：A特性

(ウ) 全天候ウインドスクリーン装着

(エ) マイクロホン位置は、原則として地上から1.2～1.5mの位置に設置

ウ 記録項目は基礎データ調査に準ずる。

エ 防衛施設周辺に設置している自動騒音測定装置（以下、「自動騒音測定装置」という。）のデータにより、予測計算により求めたLdenの算出値との比較検証が可能となるように整理する。

(4) 経路調査

航空機の標準的な飛行経路（以下「標準飛行経路」という。）を求めるための経路調査は、航空機の飛行経路、任意の地点における移動速度、高度について、原則として自衛隊等が作成した資料に基づいて行うものとする。ただし、必要な資料が得られない場合には、実測調査に基づき、

経路を決定し標準飛行経路を求めるものとする。

(5) 飛行回数調査

航空機の飛行回数について調査する飛行回数調査は、原則として自衛隊等が作成した、直近1年間の飛行実績に基づくカテゴリー別の資料に基づいて行うものとする。ただし、必要な資料が得られない場合には、実測調査に基づくカテゴリー別の飛行比率を算出し、1年間の自動騒音測定装置による騒音発生回数等を用いてカテゴリー別の標準飛行回数を算出するものとする。

(6) 地上騒音の音源位置調査

地上騒音の音源の位置を特定するための地上音の音源位置調査は、原則として自衛隊等が作成した、直近1年間の地上騒音の音源位置に係るカテゴリー別の資料に基づくものとする。ただし、必要なデータが得られない場合には、実測調査に基づき、地上騒音の音源位置を同定するものとする。

(7) 地上騒音の継続時間調査

航空機の離着陸及び整備に伴い発生する地上騒音の継続時間について調査する地上騒音の継続時間調査は、原則として自衛隊等が作成した、直近1年間の地上騒音の継続時間に係るカテゴリー別の資料に基づくものとする。ただし、地上騒音の継続時間に係るカテゴリー別データが得られない場合には、離着陸に伴い発生する地上騒音に関して、実測調査に基づき、地上騒音の標準的な継続時間を算出するものとする。また、整備に伴い発生する地上騒音の実績データが得られない場合は、次のアからエまでの手順で地上騒音の継続時間の抽出を行い標準継続時間を算出するものとする。

ア 評価対象とする地上騒音の選定

周辺市町村や関係部隊等に寄せられる苦情等に関する聞き取り調査及び現地踏査、測定等により評価対象とすべき地上騒音を選定する。

イ 自動騒音測定装置設置地点の選定と地上騒音抽出条件の決定

現地踏査を行い自動騒音測定装置設置地点の検討を行う。さらに測

定等を行い、地点ごとに対象地上騒音の抽出条件を決定する。

ウ 自動騒音測定装置による長期間測定

6 か月から 1 年間の連続測定を実施し、対象とする地上騒音の継続時間を測定する。併行して短期間の有人測定を実施し、地上騒音の継続時間の取得状況を確認し、取得率が低い場合は、自動騒音測定装置の地上音の抽出条件を修正し、引続き測定を実施する。

エ 航空機騒音コンターの作成に用いる地上騒音の継続時間の整理

自動騒音測定装置のデータから地上騒音の継続時間を機種ごとに整理する。

2 基礎データの作成方法

前項に規定する基礎データの作成方法は次のとおりとする。

(1) 飛行騒音及び移動地上騒音の基礎データの作成方法

ア 飛行騒音の基礎データ

飛行騒音の基礎データは、既存のデータが存在する場合には、防衛施設周辺において前項第 2 号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(カ)までの手順で算出した値との検証を行い、必要に応じ補完して作成する。既存の基礎データが存在しない場合には、前項第 2 号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(カ)までの手順で基礎データを作成する。

(ア) 飛行経路直下（仰角 60° 以上）における対象とする機種の録音データ及びスラントディスタンスを整理する。

(イ) 録音した実測データの周波数分析を行い、最大騒音レベルでの $1/3$ オクターブバンドレベルを算出する。

(ウ) スラントディスタンス、騒音測定時の大気状態を用い、J I S Z 8 7 3 8 により空気吸収による減衰の値を $1/3$ オクターブバンドごとに算出する。

(エ) (ウ) により算出した値と航空機騒音の発生源たる航空機との距離減衰を $1/3$ オクターブバンドレベルに逆補正して、航空機から 1 m

離れた位置での値を算出する。

(オ) (エ)で算出した1/3オクターブバンドレベルを音源とした点を任意の速度で移動させ、標準状態ごとの地表面影響による超過減衰量(E G A)(気温25℃、湿度70%)における任意のスラントディスタンスでの0.1sごとの騒音レベルを算出する。この場合、周波数及び指向性を考慮する。

(カ) (オ)で算出した値を用い、「最大騒音レベル-10dB」の値を超えている区間の時間を継続時間とした任意のスラントディスタンスでの L_{AE} を算出する。

イ 移動地上騒音の基礎データ

移動地上騒音の基礎データは、既存のデータが存在する場合には、防衛施設において前項第2号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(カ)までの手順で算出した値との検証を行い、必要に応じ補完して用いる。既存の基礎データが存在しない場合には、前項第2項の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(カ)までの手順で基礎データを作成する。

(ア) 移動経路側方における対象とする機種種の録音データ及びスラントディスタンスを整理する。

(イ) 録音した実測データの周波数分析を行い、最大騒音レベルでの1/3オクターブバンドレベルを算出する。

(ウ) スラントディスタンス、騒音測定時の大気の温度及び湿度を用いて、空気吸収による減衰の値を1/3オクターブバンドごとに算出する。

(エ) (ウ)により算出した値と航空機騒音の発生源たる航空機との距離減衰を1/3オクターブバンドレベルに逆補正して、航空機から1m離れた位置での値を算出する。

(オ) (エ)で算出した1/3オクターブバンドレベルを音源とした点を実際の運用で標準と考えられる速度で移動させ、標準状態(気温25℃、湿度70%)における任意のスラントディスタンスでの0.1sごとの騒音レベルを算出する。この場合、周波数ごとの地表面影響によ

る超過減衰量（E G A）及び指向性を考慮する。

(カ) (オ)で算出した値を用い、「最大騒音レベルー10 dB」の値を超えている区間の時間を継続時間とした任意のスラントディスタンスでの L_{AE} を算出する。

ウ 飛行騒音及び移動地上騒音の補正

飛行騒音及び移動地上騒音の基礎データの作成に当たっては、次のとおり補正を行うものとする。

(ア) 航空機の方角による指向性を加味した補正量

航空機の方角による指向性を加味した補正量について既存のデータが存在する場合には、それを用いて任意の受音点における各セグメントからの L_{AE} の寄与を算出する。ただし、既存のデータが存在しない場合、又は、前項第3号の予測検証調査により実測値との整合がとれない場合には、より適切な方法を検討する。

(イ) 移動速度補正量

移動速度補正量は、前項第4号の経路調査により同定した任意の点の速度と、基礎データを作成したときの速度の比を求め算出する。

(ロ) 離陸滑走後方の指向性補正量

離陸滑走後方の指向性補正量は、航空機の離陸滑走開始位置後方の指向性として既存のデータが存在する場合には、当該データを用いて算出する。ただし、既存の基礎データが存在しない場合、又は、前項第3号の調査結果により実測値との整合がとれない場合には、より適切な方法を検討する。

(ハ) 地表面影響による超過減衰量

地表面影響による超過減衰量として既存のデータが存在する場合には、当該データを用いて算出する。ただし、前項第3号の予測検証調査により実測値との整合がとれない場合には、より適切な方法を検討する。

(ニ) その他の影響による補正量

影響がない場合は0 dBとする。

(2) 固定地上騒音の基礎データの作成方法

ア ランナップ音

ランナップ音の基礎データは、既存のデータが存在する場合には、防衛施設周辺において前項第2号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(エ)までの手順で算出した値との検証を行い、必要があれば補完して用いる。既存の基礎データが存在しない場合には、前項第2号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(エ)までの手順で基礎データを作成する。ただし、音源付近での測定が困難な場合には、既存の類似機種等の基礎データを用いる。

(ア) 対象とする機種のパワーレベル近傍における録音データ及びスラントディスタンスを整理する。

(イ) 録音した音の定常的な部分を周波数分析し、ランナップ音が聞こえる区間の1/3オクターブバンドごとのエネルギー量 (L_E) を算出する。

(ウ) (イ)で算出した1/3オクターブバンドごとの L_E について、録音調査時の空気吸収を考慮して1mでの1/3オクターブバンドごとの L_E を算出する。

(エ) 標準状態(気温25℃、湿度70%)の空気吸収を考慮して任意の距離における L_{AE} を算出する。

イ ランナップ音以外の基礎データ

ランナップ音以外の基礎データは、既存のデータが存在する場合には、防衛施設周辺において前項第2号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(ウ)までの手順で算出した値との検証を行い、必要に応じ補完して用いる。既存の基礎データが存在しない場合には、前項第2号の基礎データ調査を行い、次の(ア)から(ウ)までの手順で基礎データを作成する。ただし、音源付近での測定が困難な場合には、既存の類似機種等の基礎データを用いる。

(ア) 対象とする機種のパワーレベル近傍における録音データ及びスラントディスタンスを整理する。

タンスを整理する。

(イ) 録音した音の定常的な部分を周波数分析し、準定常地上騒音が聞こえる区間の1/3オクターブバンドレベルを算出する。

(ウ) (イ)で算出した1/3オクターブバンドレベルについて、録音調査時の空気吸収を考慮して1m点での1/3オクターブバンドレベルを算出する。

(エ) (ウ)で算出した1m点での1/3オクターブバンドレベルを用いて、標準状態(気温25℃、湿度70%)の空気吸収を考慮して任意のスラントディスタンスでの1/3オクターブバンドレベルを算出する。

(オ) 任意の距離における等価騒音レベル(L_{Aeq})を算出する。

ウ 固定地上騒音の補正

固定地上騒音の基礎データの作成に当たっては、次のとおり補正を行うものとする。

(7) 指向性による補正量

固定地上騒音の指向性は、既存のデータが存在する場合には、防衛施設周辺において前項第2号の基礎データ調査を行い、次のaからfまでの手順で算出した値との検証を行い、必要に応じ補完して用いる。既存の基礎データが存在しない場合には、前項第2号の基礎データ調査を行い、次のaからfまでの手順で基礎データを作成する。ただし、音源付近での測定が困難な場合には、既存の類似機種等の基礎データを用いる。

a 対象とする機種のパワーレベルの音源近傍における録音データ及びスラントディスタンスを整理する。

b それぞれの測定点での1/3オクターブバンドレベルを算出する。

c bで算出した1/3オクターブバンドレベルについて、録音調査時の空気吸収を考慮して1m点での1/3オクターブバンドレベルを算出する。

d cで算出した1m点での1/3オクターブバンドレベルを用いて、標準状態(気温25℃、湿度70%)の空気吸収を考慮して任意のスラ

ントディスタンスでの1/3オクターブバンドレベルを算出する。

e 任意の距離での1/3オクターブバンドレベルを合成して騒音レベルを算出する。

f 真横方向を基準として、距離に応じたA特性の相対値を算出し、指向性を作成する。

(イ) 地表面影響による超過減衰量

地表面影響による超過減衰量として既存のデータが存在する場合には、それを用いて算出する。ただし、前項第3号の調査結果により実測値との整合がとれない場合には、より適切な方法を検討する。

(ウ) その他の影響による補正量

特記事項がない場合は0 dBとする。

第3 第一種区域等の指定素案の作成等

1 第一種区域等の指定素案の作成

(1) 住宅の敷地と重なる騒音コンターに沿って引く第一種区域、第二種区域及び第三種区域の外郭線（以下「外郭線」という。）は、当該住宅の敷地の全部又は大部分を取り込むように、かつ、騒音コンターからの距離が等しくなるように引いた補助線を基準として、合理的と認められる範囲で取り込んだ当該住宅の敷地の外縁に沿って引いた線とする。

(2) 外郭線を引こうとする部分の騒音コンターが海面、河川水面等にある場合には、外郭線は、騒音コンターの内側にある海岸、河岸等に沿って引いた線とする。

なお、海岸、河岸等に沿って道路等があるときは、当該道路等に沿って引いた線とすることができる。

(3) 前号の場合において、騒音コンターの内側にある海岸、河岸等が複雑に入り組んでいるようなときは、外郭線は、2にかかわらず、海岸、河岸等に沿って引いた適当な見通し線とすることができる。

(4) 第2号の場合において、外郭線が河川水面等の両岸に沿って引かれる著しく長い線となるようなときは、外郭線は、同号の規定にかかわらず、

河川水面等の両岸の適当な地点を結んだ線とすることができる。

- (5) 外郭線を引こうとする部分の騒音コンターが住宅の所在しない山間部等にある場合には、外郭線は、騒音コンターに沿って引いた適当な見通し線とする。

なお、騒音コンターに沿って道路等があるときは、当該道路等に沿って引いた線とすることができる。

2 地方公共団体からの意見の聴取について

- (1) 地方防衛局長は、通達第3の第2項の規定に基づき、関係地方公共団体に対し意見を聴取する際は、通達第3の第1項の規定に基づき、作成した指定素案及び通達第2の第5項の規定に基づいて作成した騒音コンターを関係都道府県知事に提示して行うものとし、関係市町村に対する意見の聴取は、関係都道府県知事を通じて行うものとする。

- (2) 前号による意見の聴取は、聴取の開始後おおむね1か月以内に了するものとする。ただし、これにより難しい場合は、その都度、地方協力局長と協議するものとする。

3 告示案の作成

地方防衛局長が通達第3の第3項の規定に基づき防衛大臣に提出する告示案は、指定素案において、新たに第一種区域等に指定する区域として示した区域に当たる土地を住居表示又は不動産表示により明らかにしたものとし、住居表示又は不動産表示のみにより明らかにすることが困難な部分があるときは、住居表示又は不動産表示の概略を示すとともに、当該部分を示した図面（縮尺は2千5百分の1程度とする。）を作成し、これを告示の案に添付するものとする。